

第5章 復旧計画

第1節 復旧・復興体制の整備 (関係各班)

1 基本方針

被災地の復興にあたっては、物心両面で大きな役割を果たす地域コミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮します。そのため、復興計画の作成の際には、地域住民の意向等を十分に反映するとともに、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性や要配慮者・避難行動要支援者の参画を促進します。

県及び町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の市町村等に対し、職員の派遣その他の協力を求めます。特に、他の市町村に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用します。

2 復旧・復興計画の策定

町は、復旧・復興計画を作成する必要があると判断した場合には、復旧・復興に向けた具体的な指針、基本目標等を検討し、可及的速やかに計画を作成します。作成した計画については、住民に対して、内容の周知や情報提供等を行います。

計画の作成にあたっては、被災の状況、地域の特性及び関係公共施設管理者等の意向とともに、住民の意向を十分に尊重します。また、被災した学校施設を復興する場合は、安全・安心な場所への立地や、学校施設の防災対策の強化に努めるとともに、学校の復興とまちづくりを連携させ、地域コミュニティの拠点としての役割も併せ持つ施設の整備に努めます。

また、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供可能の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取り組みを計画的に実施します。

3 人的資源等の確保

復旧・復興計画の推進や災害復旧・復興対策の実施にあたっては、職員等の人的資源を確保するため、必要に応じて、国、他の都道府県、他の市町村に職員の派遣その他協力を求め、推進体制の整備を図ります。

第2節 復旧・復興事業の推進 （関係各班）

1 公共施設等の復旧

公共施設等の復旧は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援に不可欠であることから、早期の機能回復に努めます。復旧にあたっては、被災した各施設を原形に復旧するだけでなく、施設の改良、必要な施設の新設等、災害の再発防止や将来の災害に備える事業計画とします。併せて、災害に強いまちづくり、地域コミュニティの強化等、中長期的課題の解決という面からも検討を加えます。

□公共施設・公共事業等の災害復旧

災害対応マニュアル編 M5-02-01

2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害からの早急な復旧には、多方面に及ぶ国の支援が不可欠です。そのため、町は、災害復旧事業による国の負担・補助や「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」に基づき援助される事業の早期指定を受けるため、迅速な被害情報の収集に努めるとともに、国に対する働きかけを行います。

3 放射性物質による環境汚染への対処

町は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行います。

4 事業からの暴力団排除

町における復旧・復興事業の実施にあたっては、暴力団排除活動の徹底に努めます。

第3節 被災者の生活確保 （関係各班）

1 被災者の生活再建支援

町は、被災者等の生活再建に向けて、生活資金等の支給や個人被災者への資金援助とその迅速な処理のための体制整備に努めます。また、住宅の確保、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、租税の徴収猶予及び減免、生活必需物資・復旧資材等の供給確保、コミュニティの維持回復等にも取り組みます。さらに、生活相談の窓口を設け、情報提供や心身のケアに努める等、生活全般にわたってきめ細かな支援を行います。

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めます。

町は、県の支援を受けながら、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることに踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明します。

なお、町は、原子力災害後に内閣総理大臣が原子力緊急事態の解除を宣言した後も、必要に応じて、県と連携して事後対策や被災者の生活支援等を行います。

□生活支援

災害対応マニュアル編 M5-03-01

2 総合相談窓口の設置

町は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、可能な限りワンストップで対応できる総合相談窓口を設置します。

3 広域避難者に対する支援

町外に避難した被災者に対しても、町と避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供します。

4 原子力災害時の被災地域住民等に係る記録の作成

町は、原子力災害時に避難及び屋内退避の措置をとった住民等が災害時に当該地域に所在したことを証明するとともに、避難所等においてとった措置等の記録を行います。併せて、国及び県と連携し、農林水産業、商工業等の受けた影響について調査するとともに、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録します。

5 中小企業・農林業関係者への支援

町及びその他関係機関は、被災した中小企業者の被害の状況、再建に必要な資金需要等の把握に努めるとともに、被害の規模に応じて必要な支援を行います。そのために町は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めます。

また、被災した農林業者の施設の復旧や経営の安定を図るため、災害の規模に応じて、日本政策金融公庫による融資等を実施します。また、国及び県と連携し、必要に応じ中小企業制度融資貸付及び高度化資金災害復旧貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行います。

被災中小企業等に対する援助、助成措置については、被災者に広報するとともに、相談窓口を設置します。

□被災中小企業の振興・農林業関係者への融資 災害対応マニュアル編 M5-03-02

6 原子力災害時の風評被害の軽減

町は、観光業、農林業、地場産業の産品等の適切な流通等が国内外で確保されるよう、国及び県と連携し、各種媒体を通じて、科学的根拠に立脚した広報活動を行います。

7 心身の健康相談体制の整備

町は、国及び県と連携し、被災者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施します。